

令和6年2月29日 開会

令和6年 第1回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

## 目 次

1	議第 1 号	寒河江市教育委員会教育長の任命について	1
2	議第 2 号	寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について	2
3	報告第 1 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	3
4	報告第 2 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	5
5	報告第 3 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	7
6	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度寒河江市 一般会計補正予算（第 8 号））	9
7	議第 3 号	令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
8	議第 4 号	令和 5 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
9	議第 5 号	令和 5 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
10	議第 6 号	令和 5 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
11	議第 7 号	令和 6 年度寒河江市一般会計予算	別冊
12	議第 8 号	令和 6 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算	別冊
13	議第 9 号	令和 6 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
14	議第 10 号	令和 6 年度寒河江市介護保険特別会計予算	別冊
15	議第 11 号	令和 6 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算	別冊
16	議第 12 号	令和 6 年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算	別冊
17	議第 13 号	令和 6 年度寒河江市下水道事業会計予算	別冊
18	議第 14 号	令和 6 年度寒河江市立病院事業会計予算	別冊
19	議第 15 号	令和 6 年度寒河江市水道事業会計予算	別冊
20	議第 16 号	寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員 条例の一部改正について	10
21	議第 17 号	寒河江市課制条例の一部改正について	12
22	議第 18 号	寒河江市情報公開条例の一部改正について	15
23	議第 19 号	寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部 改正について	17

24	議第20号	寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	20
25	議第21号	寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	22
26	議第22号	佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について	24
27	議第23号	寒河江市都市計画税条例の一部改正について	26
28	議第24号	寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について	28
29	議第25号	寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について	30
30	議第26号	寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について	32
31	議第27号	寒河江市介護保険条例の一部改正について	34
32	議第28号	寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	37
33	議第29号	寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	68
34	議第30号	寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	70
35	議第31号	屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について	73
36	議第32号	寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について	75
37	議第33号	寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について	77
38	議第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	79
39	議第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	82

議第1号

寒河江市教育委員会教育長の任命について

寒河江市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

佐藤 志津男 （敬称略）

理由

寒河江市教育委員会教育長が任期満了となることから、引き続き、同氏の任命について議会の同意を求めようとするものである。

議第 2 号

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任したいので、寒河江市財産区管理会条例（昭和 30 年市条例第 31 号）第 7 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

記

大 江 淨（敬称略）

理 由

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員に欠員が生じたので、補欠委員の選任について議会の同意を求めようとするものである。

報告第1号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 専第11号

### 損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

### 記

#### 1 損害賠償の原因

令和5年9月14日午後3時10分ごろ、寒河江市本町三丁目地内において、公務運転中の市有自動車が交差点を左折しようとしたところ、損害賠償請求者が所有する擁壁に接触し、同擁壁の一部を破損したものである。

#### 2 損害賠償の請求者

宗教法人澄江寺 代表役員 佐藤 啓文

#### 3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金110,000円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和5年12月19日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

報告第2号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹



## 専第2号

### 損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

#### 記

##### 1 損害賠償の原因

令和5年9月25日午後5時45分ごろ、寒河江市大字田代字清水山地内の農道清水山線において、農道を横断する水路のグレーチングがずれている箇所に、損害賠償請求者が運転する軽トラックのタイヤが入り、車体の一部が破損したものである。

##### 2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の30代男性

##### 3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金12,650円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和6年1月12日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

報告第3号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 専第3号

### 損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

### 記

#### 1 損害賠償の原因

令和6年2月9日午後3時30分ごろ、寒河江市大字八楯地内において、公務運転中の市有自動車が進もうとしたところ、損害賠償請求者が所有する車両に接触し、同車両の一部を破損したものである。

#### 2 損害賠償の請求者

株式会社宝工務店 代表取締役 犬飼 博明

#### 3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金17,105円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和6年2月21日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

## 承認第1号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

### 理 由

国の交付金事業である低所得者支援及び定額減税補足給付金について閣議決定されたことにより、住民税均等割のみ世帯への給付と低所得者の子育て世帯への給付を速やかに行うための必要経費追加等のため、令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

議第16号

寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例  
の一部改正について

寒河江市立病院事業の設置等に関する条例（昭和48年市条例第36号）及  
び寒河江市監査委員条例（平成8年市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正す  
る。

令和6年2月29日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員  
条例の一部を改正する条例

(寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例（昭和48年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(寒河江市監査委員条例の一部改正)

第2条 寒河江市監査委員条例（平成8年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 17 号

寒河江市課制条例の一部改正について

寒河江市課制条例（平成 18 年市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市課制条例の一部を改正する条例

寒河江市課制条例（平成18年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

### (2) 企画戦略課

第1条中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

### (3) みらい協働課

第2条第2号中「企画創成課」を「企画戦略課」に改め、同条第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号ウを次のように改める。

ウ 農村環境整備に関すること。

第2条第9号を同条第10号とし、同条第8号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同号に次のように加える。

カ 法定外公共物に関すること。

第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

### (3) みらい協働課

ア 都市計画に関すること。

イ 土地利用に関すること。

ウ 移住及び定住に関すること。

エ 地域づくりに関すること。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(寒河江市都市計画審議会条例の一部改正)

- 2 寒河江市都市計画審議会条例（昭和50年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設管理課」を「みらい協働課」に改める。

(寒河江市男女共同参画審議会条例の一部改正)

- 3 寒河江市男女共同参画審議会条例（平成25年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画創成課」を「企画戦略課」に改める。

理 由

公共施設整備のあり方とまちづくりに関する業務を重点的に担うため、みらい協働課を創設することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第18号

寒河江市情報公開条例の一部改正について

寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

## 寒河江市情報公開条例の一部を改正する条例

寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類するもの」を「図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第2項中「、図画、写真及びフィルム」を「又は図画」に、「電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を「電磁的記録」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 理 由

磁気ディスク以外の記録媒体やクラウドサービス等の新たな技術の活用を明確化するため、所要の改正をしようとするものである。

議第19号

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正  
について

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例（平成27年市条例  
第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部  
を改正する条例

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例（平成 27 年市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条に次の 2 号を加える。

(4) 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(5) 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「番号法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 2 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 20 号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「7月」を「6月」に、「9月」を「10月」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 理 由

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組として、夏季休暇の使用可能期間を拡大し、計画的な休暇取得を推進するため所要の改正をしようとするものである。



議第 2 1 号

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び  
寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年市条例第 2 4 号）及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び  
寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を、「職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 2 号

佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について

佐藤文庫図書購入基金条例（昭和 5 2 年市条例第 1 3 号）等を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 佐藤文庫図書購入基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐藤文庫図書購入基金条例（昭和５２年市条例第１３号）
- (2) 上板文庫図書購入基金条例（昭和５８年市条例第３３号）
- (3) 大沼文庫図書購入基金条例（平成２０年市条例第２０号）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 理 由

基金の取り崩しが終了したことに伴い、本条例を廃止しようとするものである。

議第 2 3 号

寒河江市都市計画税条例の一部改正について

寒河江市都市計画税条例（昭和 3 2 年市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり  
改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例

寒河江市都市計画税条例（昭和32年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

幸田町
-----

」を

「

幸田町
高瀬台

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

字の区域及び名称の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 4 号

寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について

寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例（平成 1 1 年市条例第 2 9 号）の一部を  
別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部を改正する条例

寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例（平成11年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「高齢者寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

第1条中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

第3条の見出し中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改め、同条第1項を次のように改める。

支給する長寿祝金等は、前条に規定する年齢に応じ、別表に掲げるとおりとする。

第3条第2項及び第3項中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

第4条中「寿賀祝品等」を「長寿祝金等」に改める。

別表を次のように改める。

### 別表

支給対象者	支給する長寿祝金等
数え年88歳の者	賀詞
数え年100歳の者	賀詞及び祝金100,000円

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

### 理 由

寒河江市に居住する高齢者の長寿を祝い、長寿祝金等の支給対象を拡大するため、所要の改正をしようとするものである。



議第 2 5 号

寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

寒河江市医療費支給に関する条例（昭和 5 8 年市条例第 1 号）の一部を別紙  
のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市医療費支給に関する条例（昭和５８年市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表１中「第１０条第１項」を「第１０条第１項又は第１０条の２」に改める。

別表２第５号中「高齢者の医療の確保に関する法律第６７条第１項第１号」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第６７条第１項第１号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表２第５号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第26号

寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

寒河江市市民浴場に関する条例（昭和57年市条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

## 寒河江市市民浴場に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市市民浴場に関する条例（昭和57年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 理 由

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を市民と同額とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 27 号

寒河江市介護保険条例の一部改正について

寒河江市介護保険条例（平成 12 年市条例第 13 号）の一部を別紙のとおり  
改正する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市介護保険条例の一部を改正する条例

寒河江市介護保険条例（平成12年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,880円」を「32,650円」に改め、同項第2号中「53,820円」を「49,155円」に改め、同項第3号中「53,820円」を「49,514円」に改め、同項第9号中「前各号のいずれにも該当しない者」を「令第39条第1項第9号に掲げる者」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 136,340円
- (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 150,690円
- (12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 165,040円
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 172,220円

第2条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第7項中「第5項の」を「第9項の」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第5項中「21,530円」」を「第9項中「20,460円」」に、「50,240円」を「49,160円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,530円」を「20,460円」に、「35,880円」を「34,810円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、

「21, 530円」を「20, 460円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項の次に次の4項を加える。

5 令和6年度から令和8年度までの第1項第9号に掲げる者に係る令第39条第1項第9号イに規定する市が定める額は、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの第1項第10号に掲げる者に係る令第39条第1項第10号イに規定する市が定める額は、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの第1項第11号に掲げる者に係る令第39条第1項第11号イに規定する市が定める額は、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの第1項第12号に掲げる者に係る令第39条第1項第12号イに規定する市が定める額は、720万円とする。

第4条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第10号」を「第13号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の寒河江市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 理 由

第9期介護保険事業計画における令和6年度から令和8年度までの保険料率の設定及び介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第28号

寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例等の一部改正について

寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例（平成25年市条例第15号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹



寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正)

第1条 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例（平成25年市条例第15号）の一部を次のように改正す  
る。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中  
第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期  
巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪  
問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第9条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚  
によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計  
算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項におい  
て同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に  
規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に  
次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用  
者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「又は同一敷地内の他の」を「又は他の」に、「当該同一敷地内の他の」を「他の」に改める。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に、「同項第3号中「次条において準用する第28条、第32条の2」とあるのは「第28条、第32条の2」と、同項第4号」を「同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第59条の27第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に

改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」を「又は介護医療院」に改める。

第83条第1項を次のように改める。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」を「第112条、第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居」を「当該共同生活住居」に改める。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次

の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となっ



た場合においては、再び指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関

その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

第152条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第165条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場

合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」を「第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を「他の事業所、施設等」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正す

る法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第11条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第32条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は」を「又は」に改める。

第45条第1項を次のように改める。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を



加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に

改める。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居」を「当該共同生活住居」に改める。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種

協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を「事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」を「担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」に改め、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「介護保険法施行規則」に改め、同条第4号中「規定」を「規定（第33条第29号の規定を除く。）」に改める。

第24条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号アを次のように改める。

- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

第33条第16号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」を「訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」に改め、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供

を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第4条 寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1人を加えた数とする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1人を加えた数とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第7条第2項を次のように改める。



2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の

指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号を同条第13号の2とし、同条第15号ア中「1回、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を第18号の2とし、第21号を第18号の3とし、第22号を第19号とし、第23号を第19号の2とし、第24号を第20号とし、第25号から第29号までを4号ずつ繰り上げ、同条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同号を同条第26号とし、同条中第31号を第27号とする。

第25条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第2号エ中「第16条第15号」を「第16条第14号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第16条第28号」を「第16条第24号」に、「電

磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、

「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 29 号

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正  
について

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年市条例  
第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「20, 200立法メートル」を「20, 200立方メートル」に改め、同条第3項第1号中「の内」を「のうち」に改め、同項第4号中「17, 300立法メートル」を「17, 300立方メートル」に改め、同条第4項第1号中「第3項第1号」を「前項第1号」に改める。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表中「幸田町」を「幸田町、高瀬台」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行、字の区域及び名称の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。



議第30号

寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市水道給水条例の一部改正)

第1条 寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条第4項第1号ただし書及び第10条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第11条第2項中「届出で」を「届出をし」に改める。

第16条第1項ただし書中「修繕、その他」を「、修繕その他」に改める。

第17条第1項ただし書中「分納」を「、分納」に改める。

第22条第1項ただし書中「ただし次の各号の一に」を「ただし、次の各号のいずれかに」に改める。

第23条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第24条第2項中「届け出の上立合」を「届出の上、立会い」に改める。

第29条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項ただし書中「申し出で」を「申出」に改める。

第32条第2項中「届け出で」を「届出」に改める。

第33条第2項中「2カ月分」を「2か月分」に改める。

第36条第1項中「自から」を「自ら」に改める。

第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第38条及び第39条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第31号

屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク  
及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成4年市条例第1号）第3条第1号  
及び第6号から第9号までに規定する屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グラン  
ピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者について、寒河  
江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第  
21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和6年2月29日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 屋内型児童遊戯施設  
キャンプ場  
グランピング場  
RVパーク  
国際チェリーパーク
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字島字島東87番地  
チェリーフラワーパーク株式会社  
代表取締役 高橋 恒之
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第32号

寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について

寒河江市立保育所設置条例（昭和37年市条例第8号）第2条に規定する寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和6年2月29日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市立にしね保育所
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市本町三丁目6番2号  
学校法人不動学園  
理事長 鈴木 普生
  
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第33号

寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について

寒河江市いこいの森に関する条例（平成3年市条例第9号）第2条第2号に規定する寒河江市いこいの森に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和6年2月29日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹



- 1 施設 の 名 称 寒河江市いこいの森
  
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字高松 8 6 番地  
寒河江市いこいの森管理会  
管理会会長 横山 一郎
  
- 3 指 定 の 期 間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第34号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  
(昭和37年法律第88号)第3条の規定により、幸生辺地に係る公共的施設の  
総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和6年2月29日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

# 総合整備計画書（第2次変更）

山形県 寒河江市 幸生辺地  
(辺地の人口 243人、面積47.3km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
寒河江市大字幸生
- (2) 地域の中心の位置  
寒河江市大字幸生字トンデン109番2
- (3) 辺地度点数 150点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

幸生辺地は市の中心部とは遠距離にあり、葉山山系の南面を流れる熊野川沿いに集落をなし、地形上他のいずれの集落とも遠距離にあるところから文化的、経済的に生活上不便を来しており、地域での生活需要は市中心部に依存している現状である。したがって、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

### (1) 観光施設整備

寒河江市葉山市民荘は、林業を振興し、市民の健康増進とレクリエーションに供することを目的とした施設であるが、屋根の老朽化によりトタン板や下地が腐食しており複数箇所から雨漏りが発生している状況であるため、利用者へのサービス向上を図る目的から屋根の葺き替えを行うものである。

また、施設内のトイレは全て和式であり、老朽化が進んでいることから、登山客の利便性向上や、今後のインバウンド観光に対応するために、トイレの一部の洋式化を行うとともに、電力線及び電話線を引き込むために設置している引込柱について、長年の積雪等により、施設側に傾斜しており危険な状況であることから、利用者の安全を確保するために、引込柱の移設を行い、施設の環境整備を行うものである。

### (2) 道路整備

市道幸生田代線は辺地中心点から北に位置し、当該地域から山間部へのアクセス経路としては最も使用頻度の高い主要路線であるが、融雪時に路肩が崩れ危険な状態となるため、交通の安全確保を図る目的から路肩の整備等を行うものである。

農道長峰線は、地域住民や林業従事者が農業や林業を営むために必要不可欠な路線であるが、水路の経年劣化により破損等危険な状態となっており、交通の安全確保を図る目的から水路の整備等を行うものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

(変更前)

令和3年度から令和7年度まで5年間（第10期計画）（単位：千円）

事業区分 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設整備	市	11,059		11,059	11,000
合計		11,059		11,059	11,000

(変更後)

令和3年度から令和7年度まで5年間（第10期計画）（単位：千円）

事業区分 施設名	主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設整備	市	11,059		11,059	11,000
道路整備	市	<u>1,451</u>		<u>1,451</u>	<u>1,400</u>
合計		<u>12,510</u>		<u>12,510</u>	<u>12,400</u>

議第 35 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  
(昭和 37 年法律第 88 号) 第 3 条の規定により、田代辺地に係る公共的施設の  
総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

# 総合整備計画書(第3次変更)

山形県 寒河江市 田代辺地  
(辺地の人口 1 6 4 人、面積 1 5 . 2 K m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
寒河江市大字田代
- (2) 地域の中心の位置  
寒河江市大字田代字前田代 2 8 0 番 1
- (3) 辺地度点数 1 4 3 点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

田代辺地は、葉山山系の南面を流れる実沢川、赤沢川沿いに集落が形成され、市の中心部から遠距離にあり、地形上いずれの集落とも隣接していない状況にある。地域での生活需要は市中心部に依存しており、日常生活上不便を来していることから、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

### (1) 農道及び林道整備

農道葉山牧場線及び林道岩木田代線は地域住民が農業や林業を営むために必要不可欠な路線であるが、融雪時に路肩が崩れ危険な状態となるため、交通の安全確保を図る目的から路肩の整備等を行うものである。

### (2) 観光施設整備

寒河江市田代地区多目的交流館(学びの里 TASSHO)は、閉校した田代小学校を再活用し、スポーツ、四季の里山体験、宿泊ができる小学校としてリノベーションした施設であるが、校舎の老朽化により、屋根からの雨漏りや、外壁の亀裂が生じており、令和2年度に行った調査によると、放置した場合には内部鉄骨の腐食や下地の劣化が予想され、今後大きな剥落につながる恐れがあるため、利用者の安全確保を図る目的から改修工事を行うものである。

また、高架水槽から施設内部へ接続する給水管についても老朽化が進んでおり、水道管の水に濁りが発生している状況であるため、安全・安心な施設整備を図る目的から給水管の更生工事を行うものである。

さらに、施設利用者の安全性・快適性の向上を図るため、経年劣化により開閉に支障をきたしている体育館窓のオペレーター修理工事、流水が弱く利用に支障をきたしている洋式トイレの改修工事及び経年劣化により損傷し危険な状態にあるグラウンドのフェンス修繕工事を行うものである。

受水槽整備については、受水槽内部の樹脂塗装(ライニング)を行うことで、防食性を高め衛生的な飲用水の供給に資することで施設利用者の安全性・快適性の向上を図るものである。

(3) 電気通信施設整備

田代地区への光通信提供のため、本市所有の光ケーブルが東北電力所有の電柱に共架されているが、電柱の老朽化等のため建替移転を行うものである。

3. 公共的施設の整備計画

(変更前)

令和3年度から令和7年度まで5年間（第10期計画）（単位：千円）

事業 施設名	区分 主体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道整備	市	53,889		53,889	53,800
観光施設整備	市	22,151		22,151	22,100
合計		76,040		76,040	76,000

(変更後)

令和3年度から令和7年度まで5年間（第10期計画）（単位：千円）

事業 施設名	区分 主体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道及び林道 整備	市	54,289		54,289	54,200
観光施設整備	市	22,756		22,756	22,700
電気通信施設 整備	市	2,552		2,552	2,500
合計		79,597		79,597	79,400